

神戸市男女共同参画計画（第 6 次）の策定方針—(案)—

1 計画策定の位置づけ

①男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」（任意）

②神戸市男女共同参画の推進に関する条例第 9 条に基づく「男女共同参画計画」

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に規定する「市町村推進計画」（任意）

④神戸市実施計画（ビジョン）の部門別計画

⑤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村基本計画」（任意）

⑥困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）第 8 条第 3 項に規定する「市町村基本計画」（任意）

2 国及び兵庫県における次期計画策定の動き（いずれも現計画は令和 7 年度で終了）

（1）国の第 6 次男女共同参画基本計画策定スケジュール

令和 6 年 1 2 月	内閣総理大臣から諮問
1 2 月下旬～	現行計画のフォローアップや第 6 次基本計画策定に向けた論点整理 議論
7 年 夏～	基本的な考え方（素案）のとりまとめ 公聴会、パブリックコメント 計画の諮問・答申
1 2 月	閣議決定

（2）兵庫県の第 5 次男女共同参画計画策定スケジュール

令和 7 年 6 月	計画改定の方角性
------------	----------

10月～	計画骨子案検討
12月	パブコメ
令和8年 3月	計画策定

3 次期計画の策定方針—(案)—

(1) 計画のスリム化の継続

シンプルで分かりやすい計画とした現計画の方針を継続する。

(2) 「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」(以下「DV計画」)の位置づけの変更

現DV計画(～7年度)は男女共同参画計画から独立したアクションプランとして、こども家庭局が事務局を担う有識者会議で検討・策定したが、次期計画は単独計画ではなく男女計画と一体的な計画として策定する。検討・策定は本審議会において行う。

(3) 困難女性支援計画を包括するものとして策定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)施行に伴う市町村基本計画を、単独計画ではなく男女計画と一体的な計画として策定する。検討・策定は本審議会において行う。

4 計画期間 令和8年度～12年度(5年間)

5 策定スケジュール—(案)—

令和7年 3月	審議会への諮問、策定方針案、
4月	インターネット意識調査(現行計画の達成状況の把握)
7月	審議会で次期計画骨子案、目標達成状況の報告
10月	審議会で次期計画答申案検討
11月	審議会からの答申内容の決定
12月	パブコメ
令和8年 2月	審議会でパブコメ結果の報告
3月	計画策定